

2026 年 7 月 28 日

お客様へ

株式会社山陰合同銀行

ごうぎん J-クレジットクラブ会員規約改定のお知らせ

山陰合同銀行では、経済産業省、農林水産省および環境省が運営する J-クレジット制度事務局の制度改定への対応ならびに表現の適正化を目的として、2026 年 8 月 31 日付で「ごうぎん J-クレジットクラブ会員規約」を下記の通り改定いたしますので、お知らせします。

なお、改定後の規約は、改定前よりご入会いただいている会員様にも適用されます。

記

【新旧対照表:改定箇所抜粋】

改定前	改定後（2026 年 8 月 31 日現在）
（ 省 略 ） 第 4 条（会員） 本規約において、会員とは、本規約に同意の上、運営・管理者所定の方法で入会を申し込み、運営・管理者が入会を承諾し、承諾通知を受領した者をいう。 但し、会員となるためには株式会社山陰合同銀行と取引のある国内に拠点を置く日本国法上の法人（以下、「法人会員」という）または個人（以下、「個人会員」という）であること。 第 4 条の 2 会員は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。	（ 省 略 ） 第 4 条（会員） 本規約において、会員とは、本規約に同意の上、運営・管理者所定の方法で入会を申し込み、運営・管理者が入会を承諾し、承諾通知を受領した者をいう。 但し、会員となるためには株式会社山陰合同銀行と取引のある国内に拠点を置く日本国法上の法人（以下、「法人会員」という）または個人（以下、「個人会員」という）であること。 第 4 条の 2 会員は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1) 次の設備の導入又は更新による温室効果ガス排出削減活動とする。 ① 太陽光発電設備

(1) 太陽光発電設備を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。 (2) 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、会員規約合意日（入会届提出日）の2年前の日以降であること。 (3) Jークレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。 (4) Jークレジット制度における各種申請や報告書作成に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。 (5) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=Jークレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなること同意すること。 (6) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJークレジット制度に	② 既設の太陽光発電設備へ追加的に導入する以下の設備 - 出力制御対応機能付きパワーコンディショナー - 蓄電池 - 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む） - 貯湯槽付きヒートポンプ（エコキュート） (2) 太陽光発電設備を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。 (3) 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、会員規約合意日（入会届提出日）の2年前の日以降であること。 (4) Jークレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。 (5) Jークレジット制度における各種申請や報告書作成に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。 (6) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=Jークレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなること同意すること。 (7) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJークレジット制度に
---	---

おける他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

- (7) 太陽光発電設備を利用する事業所等において、常用の自家発電設備を利用していないこと。

- (8) 個人会員の場合、太陽光発電設備を設置する場所は住宅であること。ただし、事業所（店舗）兼住宅の場合は、住宅（居住）部分の床面積が 50%以上あること。

（ 省 略 ）

おける他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

- (8) 太陽光発電設備を利用する事業所等において、常用の自家発電設備を利用していないこと。

- (9) EV 放電サービスその他太陽光発電設備による自家消費分を外部へ提供するサービスを利用していないこと。

- (10) 会員が個人会員である場合、前項までの要件に加え、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

① 太陽光発電設備を設置する場所は住宅であること。

② 住宅に登録対象設備を設置していること。

③ 当該設備を継続して使用していること。

- (11) 設置設備が事業用に供するものである場合、前項までの要件に加え、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

① 事業所等に登録対象設備を設置していること。

② 当該設備を事業活動のために使用していること。

※ 事業所(店舗)兼住宅の場合、上記条件と併せて住宅(居住)分の床面積が 50%以上あること

- (12) 会員は、人間の健康及び安全、自然環境並びに社会への影響を回避又は最小化し、受け入れることができないような影響をもたらさないよう環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するため、次に掲げる法令を遵守するものとする。

第 12 条（存続期間・会員資格の有効期間） (1) 本会は、Jークレジット制度の実施期間の間存続するものとする。 (2) 会員資格の有効期間は、入会日から 8 年間とする。入会から 9 年を経た場合、会員は自動的に退会となる。但し、法令等の改正により会員となることのできる期間の変更があった場合は、これに従う。 （ 省 略 ） <附則> 本規約は、2025 年 1 月 1 日より施行する。 運営管理者山陰合同銀行： https://www.gogin.co.jp/index.html	① エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 ② 各方法論にて定める法令 ③ その他関連法令 （ 省 略 ） 第 12 条（存続期間・会員資格の有効期間） (1) 本会は、Jークレジット制度の実施期間の間存続するものとする。 (2) 会員資格の有効期間は、入会日から 8 年目に創出されるクレジットの認証手続きが完了する日までとする。ただし、運営・管理者の確認を受けた場合はこの限りではなく、有効期間を延長することができる。また、リース契約に基づく設備導入の場合の有効期間は、当該 8 年目の認証手続きが完了する日、又はリース契約期間終了後の認証手続きが完了する日のいずれか早い日までとする。なお、Jークレジット制度の実施要項や各種規程に変更があった場合は、都度、当該変更内容に準ずるものとする。 （ 省 略 ） <附則> 本規約は、2026 年 8 月 31 日より施行する。 運営管理者山陰合同銀行： https://www.gogin.co.jp/index.html
---	---